

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



意匠の国際登録制度（ハーグ制度）で、「国際出願日」と「国際登録日」は、どう違うのですか？
また、国際出願日が遅れる不備、国際登録日が遅れる不備、とはどのようなものですか？

1. 国際出願を提出した日、国際出願日

ハーグ協定に基づく意匠の国際出願

をするには、次の方法があります。

① WIPO国際事務局に直接提出する

－書面（郵送等）

－オンライン（E-filing）

② 仲介官庁としての日本特許庁に提出する

－書面（郵送等）

①の場合、国際事務局が国際出願を受理した日が、国際出願日になります（ジュネーブ改正協定（以下、協定）9条(1)）。

②の場合、1カ月以内に国際事務局へ転送されることを条件として、仲介官庁である日本特許庁が国際出願を受理した日が国際出願日になります（ハーグ協定の共通規則（以下、共通規則）13規則(3)）。

国際出願が国際事務局に到着すると、約1週間で国際事務局は方式審査を開始します。ここで方式上の不備がない場合、国際出願日＝国際登録日になります。

2. 国際出願日が遅れる不備

どのような不備が国際出願日に影響するのか、条件を見てみましょう。

・1つの所定の言語で作成されていない。

・1999年または1960年改正協定に基づく国際登録を求める表示がない。

・出願人を特定する表示がない。

・出願人／代理人と連絡を取る十分な表示がない。

・図面あるいは見本の提出がない。

・少なくとも1つの締約国の指定がない。

（協定5条、共通規則14規則）

これらの項目に不備があった場合、国際事務局は、3カ月の応答期限を設けて「Irregularity」という不備の通知を出願人に送付します。そして、応答により不備が解消された日が、国際出願日になります（協定9条(3)）。

ここで不備が解消されない場合は、出願を放棄したものとみなされ（協定8条(2)）、基本手数料を差し引いたうえで、納付済みの手数料が返還されます。

3. 国際登録日が遅れる不備

次に、国際登録日に影響する不備を見てみましょう。

原則、国際出願日＝国際登録日ですが、締約国が宣言・通告した、国際出

願に追加される必須の内容・特別の要件（下記項目）に不備があると、国際登録日が遅れる場合があります。

・創作者の特定に関する表示

・意匠の複製物または特徴についての簡潔な説明

・請求の範囲 など

これらの項目に不備があった場合も、国際事務局は、不備の通知を出願人に送付します。応答により不備が解消された日が、国際登録日になります（協定5条、10条(2)）。

不備が解消されない場合は、その指定国の指定を含まない出願として取り扱われます（協定8条(2)(b)）。

4. おわりに

こうして、国際事務局の方式審査を通過すると、国際出願は国際登録されます。その後、国際公表をもって、出願内容が指定国に通知される段階に進みます。

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】

TEL:03-5532-5027（ハーグ関係）

TEL:03-5532-5030（その他制度等）

<http://www.wipo.int/japan>